

05875P-00

2015

一 発 合 格

# 行政書士

## 合格テキスト

### 合格に必要な 知識が満載!

本書の  
講義DVD  
あります!

- 1テーマ【見開き2ページ】だから学習しやすい
- 独学で効率良く学習できる1冊!



TAC 行政書士講座

TAC出版

## はじめに

このテキストは、「最初に手に取る1冊」として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身につけられるような構成となっています。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広いいため、優先順位をつけて学習することが効率的です。試験の合否に影響する重要項目、各科目の理解に必要な基本項目をしっかりとインプットし、知らなくても試験の合否には影響せず、その科目の理解にも影響しない細目部分は大胆にカットして、メリハリをつけた学習が最良の学習方法になると思います。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ①テキストを使って、細目にはこだわらず基礎基本となる項目だけを「読む学習」
- ②問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る「解く学習」
- ③再びテキストに戻り、必要事項を意識的に「覚える学習」

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、自分の苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2015年度試験において合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習もできるようなものとしました。

本書をご活用いただき、ぜひ、本年度の行政書士試験合格を勝ち取ってください。

# ■ 本書の特徴と使い方 ■

★印で重要度を把握できます。★★★＝優先学習テーマ、★★＝ここまでは手を広げておきたいテーマ、★＝余裕があれば取り組みやすいテーマの区分です。

視覚的にもインパクトしやすいよう「1テーマ見開き2ページ」のレイアウトです。スキマ時間を使った学習やまとめ学習にも効果的です。

3段階で理解度を自分で〇印をつけましょう。重要度の★印の数を目安に、1＝一度は読んだ、2＝大體理解できた、3＝確実に理解できたとして進捗を確認してください。

毎回教室で受講生と接している「TAC人気講師の執筆」によるものです。例年、受講生からよくある質問なども踏まえ、つまづきやすい箇所もケアしつつ、テーマに沿ってわかりやすく解説しています。

## 003 基本的人権の保障

重要度  
★★★  
理解度  
①②③

### 講師からのアドバイス

「公共の福祉」は、人権相互が矛盾衝突する場合にそれを調整するための原理であり、すべての人権に内在するものであると考えておくとうい。

### プラスα

国が現代わりとなって私人の行動に干渉する形での制約を、「パターナリスティックな制約」という。このような制約は、原則として許されず、人格的自律そのものを回復不可能な程度に永続的に害する場合など限定的な場面で許されるにすぎない。

### 講師からのアドバイス

「公共の福祉」は他者加害防止のための制約であるといえる。これに対し、「パターナリスティックな制約」は自己加害防止のための制約であるといえる。

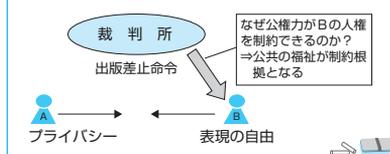
### 用語をチェック

私人間とは「しじかん」と読み、一般市民同士の間という意味である。

### 1 ● 公共の福祉

憲法では、人権を永久不可侵の権利として保障している(11条)。しかし、それは人権が絶対無制約であることを意味するものではなく、人権も、社会や他人の人権との関係で制約されることはある。例えば、表現の自由は他人のプライバシーを侵害してもなお絶対に保障されるものではない。他人にプライバシーが保障される反面、プライバシー侵害になる表現は制約されることもある。このように、個人に保障された人権も、他人の人権との関係において制約されるのである(他者加害防止)。

#### 板書で理解



### 2 ● 私人間効力

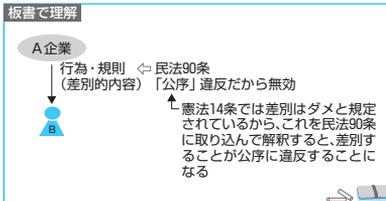
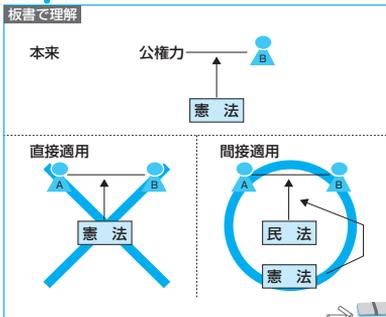
憲法の人権規定は、本来的には公権力との関係において国民の権利・自由を保障するものである。しかし、国民の権利・自由は私企業から脅かされることもある(ex.民間企業による従業員に対する差別的取扱い)。

そこで、このような私人からの人権侵害に対しても憲法の人権規定を適用すべきではないか問題となる。

判例は、憲法はもっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律するものではないと示すが、民法の一般条項などの運用を通じて、私人間にも憲法の規定が間接的に適用されることを認めている(三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

難解な文言を平易な記述と図表やポイント整理を駆使することで、イメージで頭にインプットできるよう工夫が凝らされています。

第2章 ▶ 人権



■判例〈百里基地訴訟（最判平元.6.20）〉

自衛隊の百里基地の建設に際して国と私人との間でなされた用地売買契約について、最高裁は、**憲法9条は私法上の行為について直接適用されるものではないと判断した。**

③ 確認問題

憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権の基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない。(H 18-3-5)

🏠 **プラスα**

間接適用説に立っても、憲法の条文の趣旨から私人間に直接的に適用される人権規定もある(ex. 勤労者の団結権、28条)。

🏠 **プラスα**

私企業が特定の思想・信条を有することを理由としてその者の雇入れを拒むことは、違法ではない(三養樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

🏠 **プラスα**

私企業が就業規則で男女別定年制を定めることは、違法である(日産自動車事件、最判昭56.3.24)。

📖 **条文を讀む**

「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」(民法90条)

第1編 憲法

側注には、「講師からのアドバイス」「用語をチェック」「条文を読む」「プラスα」を設けました。本文で一通り学習を進めたら、次は側注の「プラスα」も含めて知識を広げていきましょう。

最後に知識確認にもなるように1問1答式の問題を用意してあります。

合格テキスト用のオリジナル講義である「準拠 講義DVD」(別売)で講師と一緒に勉強することも可能です。また、本テキストは、答練・模試がセットになった「行政書士独学道場」での使用教材にもなっています。

答 ○  
判例は直接適用説を探らない。

# 一発合格シリーズの紹介

以下では、「一発合格シリーズ」の内容とその効果的な使い方をご紹介します（なお、書名等は変更される場合があります）。各書籍の特徴をよく理解して、効果的な学習をしてください。

## 入門期

### はじめてテキスト

試験全科目の概略を説明した、行政書士試験対策の入門書です。豊富な図表とわかりやすい解説で、体系と全体像をしっかりと理解できます。

### 判例集

憲法、民法、行政法、商法の、試験によく出る重要判例を厳選して収録。わかりやすいポイント解説で内容を理解し、さらに練習問題でポイントをおさらいできます。

## 実力養成

### 合格テキスト

合格に必要な知識を満載した基本書です。1テーマ見開き2ページなので効率よく学習でき、合格に必要な不可欠な基本事項・重要事項がしっかりと身につきます。

### 過去&厳選問題集

得点力をアップする良問を厳選して収録しています。各問題に『合格テキスト』の参照ページを記載していますので、確認しながら学習を進められます。

## 過去5年 本試験問題集

5年分の本試験問題を年度別に収録しているので、実力チェックを行えます。確実に正解したい問題を明示しているので、不得意分野の克服に最適です。

## 肢別問題集

一問一答式で法令科目の過去問題を収録。肢ごとに重要度ランク・復習ポイントを記載し、肢を切るポイントを明示しているので、効率的な学習が可能です。

過去問演習

## 記述式解法 テクニック

過去問題を題材に、記述式問題の解法テクニックを徹底的にマニュアル化しています。本試験で狙われるであろうテーマも公開・解説しています。

## 記述式問題集

過去+予想問題で、記述式問題の重要論点を網羅しています。解答例のキーワードを明示しているので、確実に部分点が取れる学習ができます。

記述式対策

## ラストパート行政書士 直前予想問題集

出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。問題部分は取り外し式になっているので、本試験のシミュレーションが行えます。

## 完全無欠の 直前総まとめ

法改正に対応した要点整理テキストです。条文、判例だけでなく図表も豊富に掲載しているので、直前期の総まとめに最適です。暗記用赤シート付き。

直前期

合 格

# 行政書士試験ガイド

## 1 行政書士の資格

### 1. 行政書士ってどんな人？

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、役所に提出する許認可等の申請書類作成や提出手続代理、遺言書や契約書など権利義務・事実証明に関する書類の作成などを行います。つまり、行政書士は、行政事務と関連する法律問題を取り扱う専門家であり、企業活動に必要な許認可申請等の書類の作成や手続の代行をしたり、相続や契約のことで困ったときに相談に乗ったりする人だといえます。

### 2. 行政書士の業務って何？

#### (1) 行政書士の主な業務

カテゴリー	主な内容
法人設立関係	会社の設立には定款作成からはじまりさまざまな書類を用意して手続を行う必要があります。行政書士はこの準備段階からクライアントの相談を受け、会社設立までの一連の作業に協力していきます。
国際関係	行政書士は、外国人が日本国内で生活するのに必要な手続や日本国籍の取得を希望する場合の相談などに携わり、必要な書類の作成、手続の代行などを行います。
建設・不動産業関係	建設業や不動産業など営業を開始するのに許可の取得が必要な業種が数多くあります。そのような許可申請業務、公共事業の入札に参加するのに必要な手続業務、農地の転用や移転の許可申請などの手続を行政書士が代わりに行います。
風俗関係業務	行政書士は、パチンコ店などの風俗営業店や飲食店の開業に必要な書類の作成や申請手続、これらの開業に伴う相談業務などに携わります。
その他の業務	行政書士は、遺言書の作成に関する相談など遺言相続業務、著作権登録申請業務や著作権に関する相談など著作権関連業務、その他、内容証明書の作成に関する相談業務などにも携わります。

## (2) 行政手続の代理

企業が何らかの事業活動を行うにしても、多くのものは自由勝手にできるわけではなく、国や都道府県の許認可を取得しなければならず、また、事業継続には許認可の更新手続もきちんとしなければいけません。また、外国人が日本で生活するのにもさまざまな手続が要求されています。これらは、法令等の規定に則り、必要な書類を正確に作成し、添付書類を不足なく集めて、官公庁へ提出し、受理してもらわなければなりません。こういった行政手続は、本人でもできますが、煩雑でわかりづらい作業であるため、行政手続の専門家である行政書士が必要とされています。

## (3) 相談業務

最近では、許認可書類の作成だけでなく、起業や許認可手続に関する相談、遺言相続に関する相談（例えば、遺言書や遺産分割協議書の作成に関する相談）や消費者問題に関する相談（例えば、クーリングオフや契約解除に関する相談）などを中心に、企業や市民に身近な法務相談の専門家として活躍している行政書士も増えています。

## 3. 行政書士資格取得後の展望は？

行政書士資格取得をきっかけに、他の資格にチャレンジする、独立開業する、法律事務所等法律関係の職種に転職するなど、さまざまな選択肢があります。

というのも、行政書士試験は、憲法・民法・行政法など基本法の知識が問われる試験であり、法律系国家資格の登竜門ともいえるからです。実務の観点からは、行政手続という幅広い間口を独占業務に持つ行政書士の資格に、社会保険労務士資格や司法書士資格を組み合わせることで、業務に奥行きを持たせることができます。学習の観点からは、公務員試験、司法書士試験、法科大学院入試、宅建試験、ビジネス実務法務検定などが行政書士試験の試験科目の一部と重複していますので、行政書士試験で学習した知識はこれらの試験勉強におけるアドバンテージともなります。

また、本来、行政書士は独立開業型の資格なので、この資格単体での独立開業も可能ですし、資格取得後の登録期間には制限がないため、学生の間や時間に余裕があるうちに資格だけでも取得しておけば、いつでも、好きなときから実務を始めることも可能です。

## 2 行政書士試験の概要

### 1. 行政書士試験ってどんな試験なの？

#### (1) 概要

行政書士試験は1年に1回行われる法律系国家資格試験です。法律と一般知識の2本立てでマークシート式と記述式で実施されます。

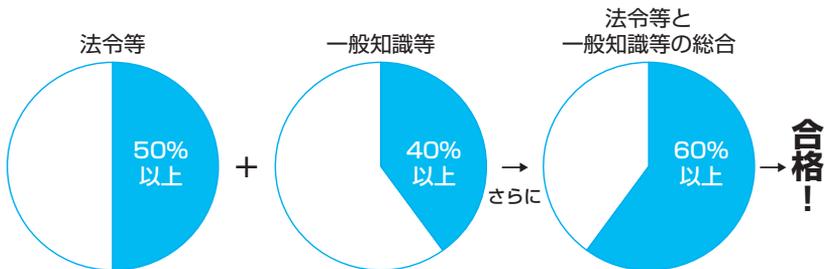
実施日	11月の第2日曜日
試験時間	13時～16時（3時間）
受験資格	なし
願書提出	8月上旬～9月上旬
試験内容	法令科目（46問、マークシート式および40字記述式） 一般知識科目（14問、マークシート式）

※平成27年度試験に関する詳細は、行政書士試験の実施機関である(財)行政書士試験研究センターが発表する試験案内をご確認ください。

#### (2) 合格基準

【下記の要件のいずれも満たすこと】

「行政書士の業務に関し必要な法令等」科目の得点が満点の50%以上である者	「行政書士の業務に関連する一般知識等」科目の得点が満点の40%以上である者	試験全体の得点が、満点の60%以上である者
法令等の得点が、244点中122点以上であること	一般知識等の得点が、56点中24点以上であること	試験全体の得点が、300点中180点以上であること



### (3) 試験出題内訳（データは平成26年度試験のもの）

		配点	五肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問	基礎法学	8点	2問	—	—
	憲法	28点	5問	1問	—
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問	—	2問
	商法	20点	5問	—	—
一般知識 14問	政治経済社会	32点	8問	—	—
	情報通信	12点	3問	—	—
	個人情報保護	12点	3問	—	—
	文章理解	12点	3問	—	—

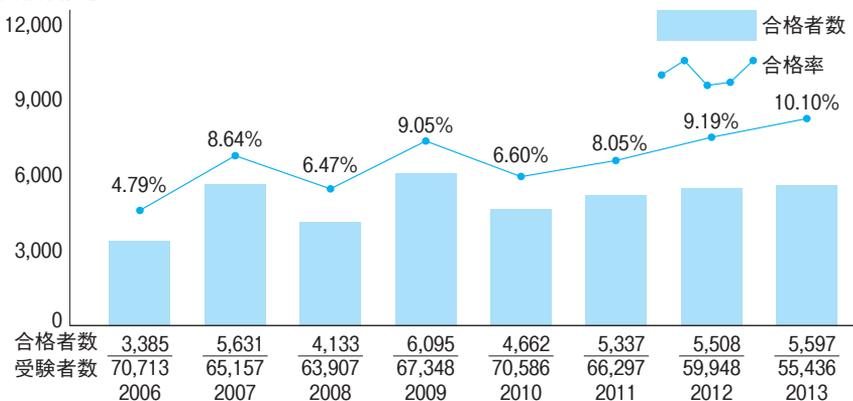
## 2. 行政書士試験の特徴は？

### (1) 絶対評価で実施される試験

行政書士試験は、成績上位者〇％を合格させるという合格率を固定して合格点が年度によって異なる試験ではなく、300点満点で180点以上を取れば合格できる（※基準点クリアは条件）とする合格点を固定する絶対評価式で実施されています。そのため、合格率は年度によって異なります。他の受験者の出来不出来を気にせず、自分が180点以上を取るための学習をして、その成果を本試験当日に発揮できれば合格できる試験といえます。

### (2) 受験者数と合格者数の推移

[合格者数]



### 3. どういった形式で出題されるの？

#### (1) 五肢択一式

5つの選択肢の中から正解と思う番号をマークシートにマークする形式での出題です。法律40問と一般知識14問がこの形式で出題されています。

##### [出題例 (平成22年問題9)]

通達に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 通達は、法律の根拠なく発令・改廃することができるが、それに際しては、官報による公示や関係機関の事務所における備付けその他適当な方法により国民に対して公にしなければならない。
- 2 通達は、国民の法的地位に影響を与えるものではないが、特段の理由もなく通達に反する処分については、平等原則に違反するものとして、相手方たる国民との関係においても違法とされる余地がある。
- 3 通達は、国民の法的地位に影響を与えるものではないから、その発令・改廃行為は行政事件訴訟法3条1項の「公権力の行使」および国家賠償法1条1項の「公権力の行使」にはあたらない。
- 4 通達によって示された法令解釈の違法性が訴訟において問題となったとき、裁判所は、行政庁の第一次的判断権の尊重の原則により、それが重大明白に誤りでない限り、当該通達で示された法令解釈に拘束される。
- 5 通達は、上級行政機関が下級行政機関に対して発するものであり、上司たる公務員が部下である公務員に発する職務命令と別のものであるから、通達に反する行為を行ったことと当該行為を行った公務員の職務上の義務違反との間には、直接の関係はない。

#### (2) 多肢選択式

問題文のア～エの4つの□に1～20までの用意された選択肢の中から正解と思われる番号をマークする形式での出題です。法律3問がこの形式で出題されています。

##### [出題例 (平成22年問題42)]

取消訴訟の原告適格に関する次の文章の空欄□ア～□エに当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

平成16年(2004年)の行政事件訴訟法(以下、「行訴法」という。)改正のポイントとして、取消訴訟の原告適格の拡大がある。

取消訴訟の原告適格につき、行訴法9条(改正後の9条1項)は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき□アを有する者……に限り、提起することができる。」と定めているが、最高裁判例は、ここでいう「当該処分の取消しを求めるにつき『□アを有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは□イを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者という」と解してきた。しかしながら、裁判実務上の原告適格の判断が狭いと批判があり、平成16年改正により新たに行訴法9条に第2項が加えられ、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する□アの有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当

該処分において考慮されるべき **ウ** の内容及び性質を考慮するものとする」ことが規定された。そしてこの9条2項は、**エ** の原告適格についても準用されている。

- |               |               |            |               |      |
|---------------|---------------|------------|---------------|------|
| 1 差し止め訴訟      | 2 法律上の利益      | 3 権限       | 4 憲法上保護された利益  |      |
| 5 事実上の利益      | 6 住民訴訟        | 7 実質的当事者訴訟 | 8 損害          | 9 利益 |
| 10 法律上保護された利益 | 11 訴訟上保護された利益 | 12 立法目的    |               |      |
| 13 訴訟上の利益     | 14 公益         | 15 うべかりし利益 | 16 不作為の違法確認訴訟 |      |
| 17 法的地位       | 18 公共の福祉      | 19 紛争      | 20 形式的当事者訴訟   |      |

### (3) 記述式

出題に対して40字程度で記述する形式での出題です。法律3問がこの形式で出題されています。

[出題例(平成22年問題44)]

Y組合の施行する土地区画整理事業の事業地内に土地を所有していたXは、Yの換地処分によって、従前の土地に換えて新たな土地を指定された。しかし、Xは、新たに指定された土地が従前の土地に比べて狭すぎるため、換地処分は土地区画整合法に違反すると主張して、Yを被告として、換地処分の取消訴訟を提起した。審理の結果、裁判所は、Xの主張のとおり、換地処分は違法であるとの結論に達した。しかし、審理中に、問題の土地区画整理事業による造成工事は既に完了し、新たな土地所有者らによる建物の建設も終了するなど、Xに従前の土地を返還するのは極めて困難な状況となっている。この場合、裁判所による判決は、どのような内容の主文となり、また、このような判決は何と呼ばれるか。40字程度で記述しなさい。

## 4. 過去問の変遷

### (1) ～平成11年

平成11年度試験までは試験委員制度導入前の問題でした。

### (2) 平成12年～平成17年

平成12年度から試験委員制度が導入されました。試験科目は、現在と違い、法律科目では、基礎法学、憲法、行政法、民法、商法のほか、行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、税法が出題され、一般知識では、漢字、理科、数学の問題も出題されていました。

### (3) 平成18年以降

平成18年度から現在の試験制度が導入されました。試験科目は、法律は、基礎法学、憲法、行政法、民法、商法に絞られ、一般知識では、政治経済社会、情報通信・個人情報保護、文章理解となりました。

### 3 学習カリキュラムの立て方

#### 1. 標準ペース型（学習期間 8 ヶ月～10 ヶ月程度）

##### 学習スタート

最初の  
1 ヶ月

##### 憲法からスタート

憲法から学習をスタートさせましょう。この科目の学習では、試験合格に必要な知識の吸収や問題を解く練習のほかに、今後、民法・行政法へと発展するため、学習方法を確立し、学習に慣れるということも意識しましょう。憲法全体を「天皇」、「人権」、「統治」の3つに分け、まずは、テキストで天皇について条文の趣旨なども意識しながら読みましょう。その後、問題集を使って天皇の項目についての問題を解きましょう。さらにもう一度テキストに戻って天皇の知識の確認です。特に、問題を解いたときに間違えたものには、テキストにマークをしたり書き込みをするなどしておきましょう。次に、少し範囲を広げ、「人権」、「統治」についても同様の作業をします。テーマごとに、①テキストを読む→②問題を解いて出題パターンに慣れる→③テキストや条文で知識を確認するという順に進めましょう。

2 ヶ月  
目以降  
の学習

##### 民法・行政法へと発展

憲法の学習が一通り終わったら、民法・行政法に進みましょう。試験におけるメインの学習がこの2科目なので、じっくり時間をかけるべき科目といえます。テキストをテーマ別に分け、テーマごとにテキスト読みと問題演習の繰返しを行います。民法は、「総則」(040～063)、「物権」(064～090)、「債権①」(091～108)、「債権②」(109～130)、「親族・相続」(131～140)の5つに項目分けします。行政法は、「行政法的一般的な法理論」(141～164)、「行政手続法」(165～177)、「行政不服審査法」(178～188)、「行政事件訴訟法」(189～209)、「国家賠償法（損失補償含む）」(210～215)、「地方自治法」(216～234)の6つに項目分けします。

基本的には、①テキストを読む→②問題を解いて出題パターンに慣れる→③テキストや条文に戻って知識の確認という流れは憲法と同じです。推奨する問題演習ツールは、『過去&厳選問題集』（TAC出版）です。一発合格シリーズにラインナップされています。

8月～  
9月頃  
の学習

### 商法・基礎法学の学習

民法・行政法の学習をじっくり時間をかけて行えるように時間配分した帳尻をこの2科目の学習時間で調整します。そのため、この科目の学習は、テキスト掲載分だけを読むといったスタンスで取り組みましょう。ただし、会社法については問題演習も行っておくとよいでしょう。

### 一般知識の学習

情報分野は、①テキスト読み→②問題解き→③テキスト再読のスタイルで学習を進め、一般知識の中での学習ウェイトを高く置くことを意識しましょう。政治経済社会分野については、テキスト掲載のテーマを読む程度でもかまわないでしょう。本試験では、どのようなテーマが扱われやすいのか、本テキストで取り上げているテーマを通じて知っておきましょう。テキストで基礎をつけたら、直前期の模擬試験などを通じて知識の拡充・定着を図りましょう。

直前期  
の学習

### 直前期学習へ進む

直前期学習として意識的に取り組みたいのは「本試験スタイルでの答案練習」です。そして、これらを通じて今までの知識の復習と新たな知識の吸収を行い、本試験対応の知識へと発展させていきましょう。可能であれば、スクールが実施する答練・模擬試験などに参加するとよいでしょう。

## 2. 短期集中型 (学習期間3ヶ月～4ヶ月程度)

短期集中型では、最も配点の多い行政法から学習をスタートします (141～234)。まずテキストを一読して、あとは過去問やオリジナル問題を利用してひたすら問題演習に努めます。解説を読んだりテキストに戻ったりしつつ、知識を積み上げていきましょう。次に、憲法 (001～039)、会社法 (242～265)、一般知識 (275～333) について、テキストで取り上げられているテーマは読んでおきましょう。その後、民法の学習では記述対策を中心に、テキスト (040～140) と択一問題演習を並行させる形で行うとよいでしょう。テーマごとに「①テキスト読み→②択一問題を解く→③記述問題演習」を通じて知識を高め、記述での得点力を向上させることに意識を向けます。

そして、直前期の本試験スタイルでの答案練習を行う段階では、その解説部分を熟読するなどして、実戦的な知識の吸収・定着に努めましょう。

# ● CONTENTS ●

## 第1編 憲法

▶ 学習ガイダンス……………2

### 第1章 ● 天 皇

001 天皇制……………6

002 天皇の国事行為……………8

### 第2章 ● 人 権

003 基本的人権の保障……………10

004 幸福追求権……………12

005 法の下の平等……………14

006 議員定数不均衡訴訟……………16

007 思想良心の自由、信教の自由…18

008 政教分離の原則……………20

009 表現の自由……………22

010 報道・取材の自由……………24

011 検閲の禁止……………26

012 職業選択の自由……………28

013 財産権……………30

014 人身の自由の基本原則……………32

015 人身の自由(33条~37条)……………34

016 人身の自由(38条、39条)……………36

017 受益権……………38

018 参政権……………40

019 社会権……………42

020 外国人の人権……………44

021 法人の人権……………46

022 公務員・在監者の人権……………48

### 第3章 ● 統 治

023 国会の地位……………50

024 衆議院の優越(法律案)……………52

025 衆議院の優越  
(予算、条約承認、内閣総理大臣の指名)…54

026 国会議員の地位……………56

027 国会の活動……………58

028 議院の会議……………60

029 議院の権限……………62

030 内閣の組織……………64

031 衆議院の解散と内閣総辞職……………66

032 内閣の権限……………68

033 司法権……………70

034 司法権の限界……………72

035 裁判官……………74

036 最高裁判所の権限……………76

037 財政の基本原則……………78

038 予算・決算……………80

039 憲法改正……………82

## 第2編 民法

▶ 学習ガイダンス……………86

### 第1章 ● 総 則

040 能 力……………90

041 失踪宣告……………92

042 未成年者……………94

043 未成年者との取引……………96

044 成年被後見人……………98

045 被保佐人……………100

046 被補助人……………102

047 法律行為……………104

048 心裡留保……………106

049 虚偽表示……………108

050 錯 誤……………110

051 詐 欺……………112

052 強 迫……………114

053	代理制度	116
054	自己契約・双方代理、復代理	118
055	無権代理	120
056	無権代理と相続	122
057	表見代理	124
058	基本代理権の存在	126
059	条件・期限・期間	128
060	取得時効	130
061	消滅時効	132
062	時効の援用、放棄、中断	134
063	時効の援用権者	136

## 第2章 ● 物 権

064	物権の全体像	138
065	不動産物権変動と登記	140
066	民法177条の「第三者」	142
067	時効と登記	144
068	相続と登記	146
069	取消し・解除と登記	148
070	占有権	150
071	占有訴権	152
072	即時取得	154
073	所有権の取得	156
074	相隣関係	158
075	共有関係	160
076	用益物権	162
077	地役権	164
078	抵当権	166
079	抵当権の性質	168
080	抵当権の順位、共同抵当	170
081	抵当権の効力	172
082	法定地上権	174
083	法定地上権の成否	176
084	抵当権の実行	178
085	抵当権の消滅	180
086	根抵当権	182
087	質 権	184
088	留置権	186

089	先取特権	188
090	譲渡担保	190

## 第3章 ● 債 権

091	債権の全体像	192
092	履行の強制	194
093	債務不履行	196
094	債権者代位権	198
095	債権者代位権の行使	200
096	詐害行為取消権	202
097	詐害行為取消権の行使	204
098	債権譲渡	206
099	債権の二重譲渡	208
100	弁済の提供	210
101	弁 済	212
102	弁済による代位	214
103	相 殺	216
104	相殺の禁止	218
105	連帯債務と求償	220
106	連帯債務者間の関係	222
107	保証人	224
108	特殊な保証関係	226
109	契約の成立	228
110	同時履行の抗弁権	230
111	危険負担	232
112	契約解除	234
113	売買契約	236
114	他人物売買	238
115	売主の担保責任	240
116	瑕疵担保責任	242
117	贈与契約	244
118	使用貸借契約	246
119	賃貸借契約	248
120	賃貸人・賃借人	250
121	賃貸借契約と第三者	252
122	請負契約	254
123	請負人の担保責任	256
124	委任契約、寄託契約、組合契約	258

125	事務管理	260
126	不当利得	262
127	不法行為	264
128	不法行為の効果	266
129	使用者責任	268
130	不法行為その他	270
<b>第4章 ● 親族・相続</b>		
131	婚姻	272
132	離婚	274

133	実親子関係	276
134	養親子関係	278
135	親権	280
136	相続人	282
137	相続の承認と放棄	284
138	遺言	286
139	遺留分	288
140	遺産分割	290

## 第3編 行政法

▶	学習ガイダンス	294
---	---------	-----

### 第1章 ● 行政法の一般的な法理論

141	行政法の一般原則	300
142	私法法規の適用	302
143	行政活動の主体	304
144	国の行政組織	306
145	国家公務員法	308
146	地方公務員法	310
147	公物	312
148	権限の代行	314
149	行政行為(概要)	316
150	行政行為(分類)	318
151	行政行為(効力)	320
152	行政行為(瑕疵)	322
153	行政行為(取消しと撤回)	324
154	行政行為(附款)	326
155	行政行為(裁量)	328
156	行政立法	330
157	行政指導	332
158	行政計画	334
159	行政契約	336
160	行政調査	338
161	行政上の強制措置	340
162	行政代執行法	342
163	代執行以外の行政強制	344

164	行政罰	346
-----	-----	-----

### 第2章 ● 行政手続法

165	行政手続法の概要	348
166	定義規定	350
167	申請～審査開始	352
168	審査～処分	354
169	申請に対する処分	356
170	不利益処分	358
171	不利益処分と意見陳述の機会の付与	360
172	聴聞の登場人物	362
173	聴聞手続	364
174	弁明の機会の付与	366
175	行政指導	368
176	命令等制定	370
177	適用除外	372

### 第3章 ● 行政不服審査法

178	行政不服審査法改正	374
179	行政不服審査法の概要	376
180	不服申立ての対象	378
181	審査請求と異議申立て	380
182	審査請求人	382
183	審査請求の方式	384
184	執行停止	386
185	審査請求の審理	388

186	審査請求の裁決	390
187	不作為	392
188	教示	394

#### 第4章 ● 行政事件訴訟法

189	行政事件訴訟法の概要	396
190	抗告訴訟の種類	398
191	抗告訴訟以外の訴訟形態	400
192	審査請求と処分取消訴訟	402
193	原処分主義	404
194	取消訴訟(処分性)	406
195	取消訴訟(原告適格)	408
196	取消訴訟(原告適格の肯否)	410
197	取消訴訟(狭義の訴えの利益)	412
198	取消訴訟(被告適格)	414
199	取消訴訟(裁判管轄、出訴期間)	416
200	取消訴訟(移送、併合、変更)	418
201	取消訴訟(執行停止)	420
202	取消訴訟(審理)	422
203	取消訴訟(判決)	424
204	無効等確認訴訟	426
205	不作為の違法確認訴訟	428
206	非申請型義務付け訴訟	430
207	申請型義務付け訴訟	432
208	差止め訴訟	434
209	補則	436

#### 第5章 ● 国家賠償法

210	国家賠償法の概要	438
-----	----------	-----

211	公権力の行使	440
212	公務員の不法行為	442
213	賠償責任	444
214	公の営造物の設置・管理の瑕疵	446
215	損失補償制度	448

#### 第6章 ● 地方自治法

216	地方自治制度	450
217	都道府県と市町村	452
218	特別地方公共団体	454
219	地方公共団体の事務	456
220	選挙	458
221	直接請求	460
222	住民監査請求	462
223	住民訴訟	464
224	条例	466
225	議会	468
226	議会の会期と委員会	470
227	行政機関	472
228	監査制度	474
229	域自治区	476
230	議会と長の関係(再議)	478
231	議会と長の関係(不信任、専決)	480
232	公の施設	482
233	国の関与手続	484
234	国地方係争処理委員会	486

## 第4編 商法

▶	学習ガイダンス	490
---	---------	-----

#### 第1章 ● 商法

235	商法の適用	494
236	商事売買	496
237	商行為と商人	498
238	商号	500
239	商業登記	502

240	支配人	504
241	その他の商行為	506

#### 第2章 ● 会社法

242	株式会社の特徴	508
243	株式会社の設立	510
244	定款	512

245	現物出資	514
246	株式の譲渡	516
247	株式単位の調整	518
248	自己株式	520
249	種類株式	522
250	設立後の募集株式の発行	524
251	新株予約権	526
252	株主名簿	528
253	株主総会の招集	530
254	株主総会の議事	532
255	株主総会の瑕疵	534

256	取締役	536
257	取締役会	538
258	代表取締役	540
259	取締役の競業取引・利益相反取引	542
260	その他の機関	544
261	剰余金の配当	546
262	株主による監督	548
263	事業譲渡、合併	550
264	分割、株式交換、株式移転	552
265	持分会社	554

## 第5編 基礎法学

▶ 学習ガイダンス 558

### 第1章 ● 法律

266	法と道徳	560
267	法の存在形式	562
268	法の効力	564
269	法の解釈	566

### 第2章 ● 裁判

270	民事訴訟	568
271	刑事訴訟	570
272	国民の司法参加	572
273	裁判用語	574
274	A D R ・ 法テラス	576

## 第6編 一般知識

▶ 学習ガイダンス 580

### 第1章 ● 政治

275	民主政治	582
276	議会	584
277	選挙制度	586
278	衆院選・参院選	588
279	政治資金規正法	590
280	議院内閣制	592
281	地方自治	594
282	政治史	596
283	各国の統治体制	598
284	国際条約	600
285	行政国家化	602

286 行政改革 604

### 第2章 ● 経済

287	国と地方の会計	606
288	国の予算	608
289	税金	610
290	国債	612
291	財政投融资	614
292	地方交付税	616
293	市場経済	618
294	日本銀行	620
295	G D P	622
296	経済史	624

297	国際経済	626	318	個人情報保護法 (個人情報)	668
<b>第3章 ● 社会</b>			319	個人情報保護法 (個人データ)	670
298	地球温暖化防止	628	320	個人情報保護法 (個人情報取扱事業者)	672
299	環境問題	630	321	個人情報保護法 (利用目的)	674
300	公害問題	632	322	個人情報保護法 (個人情報の取得)	676
301	社会保障制度	634	323	個人情報保護法 (個人データの管理)	678
302	年金制度	636	324	個人情報保護法 (開示、訂正、利用停止)	680
303	介護保険制度	638	325	個人情報保護法 (実効性確保の措置)	682
304	生活保護制度	640	326	行政機関個人情報保護法 (目的、定義)	684
305	雇用・労働	642	327	行政機関個人情報保護法 (開示、訂正、利用停止)	686
306	雇用保険・労災保険	644	<b>第6章 ● 文章理解</b>		
307	消費者問題	646	328	文章理解	688
308	外国人問題	648	329	要旨把握問題	690
<b>第4章 ● 情報通信</b>			330	脱文挿入問題	692
309	行政手続のオンライン化	650	331	空欄補充問題	694
310	不正アクセス禁止法	652	332	下線部解釈問題	696
311	迷惑メール防止法	654	333	並べ替え問題	698
312	その他の法律	656	<b>第5章 ● 個人情報保護</b>		
313	公開鍵暗号方式	658	317	個人情報保護法の制定	666
314	電子署名	660	<b>INDEX</b>		
315	通信・放送	662	700		
316	インターネット用語	664			

# 第1編

# 憲法

## ● 学習ポイント ●

平成26年の憲法での出題は択一式5問と多肢選択式1問の計6問でした。

憲法では、大きく分けて、人権分野の学習と統治分野の学習を行います。人権分野での学習の中心は判例知識の整理です。最初は、人間には「～の権利」が保障されているが、これを公権力が規制している場合、その規制が憲法上許されるかどうかを視点に置いて読みましょう。その後は、重要判例の争点部分だけを読んで自分なりに回答し、答え合わせを兼ねて判旨概要を読み、知識整理に努めましょう。一方、統治分野での学習の中心は国会・内閣・裁判所の条文知識の整理です。条文趣旨も意識しながらチェックしていきましょう。最初の学習科目が憲法となります。最初のうちは勉強に慣れることも大切ですので、少しゆっくり目のペースで大丈夫ですから、本書での知識整理と合わせて実際の試験問題における出題パターンにも慣れていきましょう。



# 学習ガイドンス

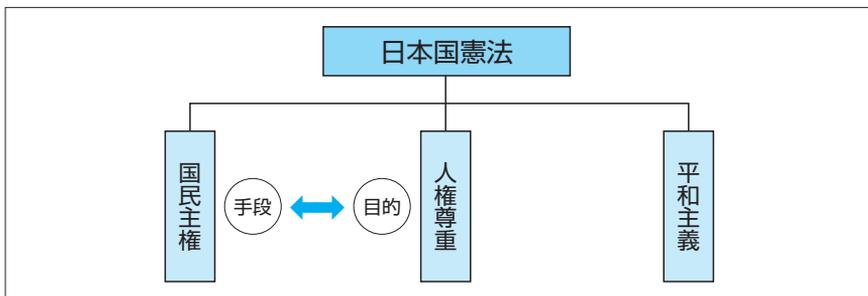
## 1 ● 平成18年度以降の出題傾向

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	天皇	●								
2	人権総論	●	●	●		●			●	
3	幸福追求権						●			●
4	法の下での平等		▲			●	●	●	●	●
5	自由権	●	●	▲	●●●	●	●▲		●▲	●
6	受益権・参政権・ 社会権			●			●	●▲		
7	国会			●	●	●▲	●		●	
8	内閣		●		▲			●		●
9	裁判所	▲	●							▲
10	財政		●			●		●		
11	総合・その他	●●		●●	●			●	●	●

択一式（●）5問・多肢選択式（▲）1問

## 2 ● 憲法とは

日本には日本国憲法というルールがあります。日本国憲法とは、国民の権利を守るために国家権力を制限することを内容とした日本国において最高位に位置するルールだと考えるとよいでしょう。

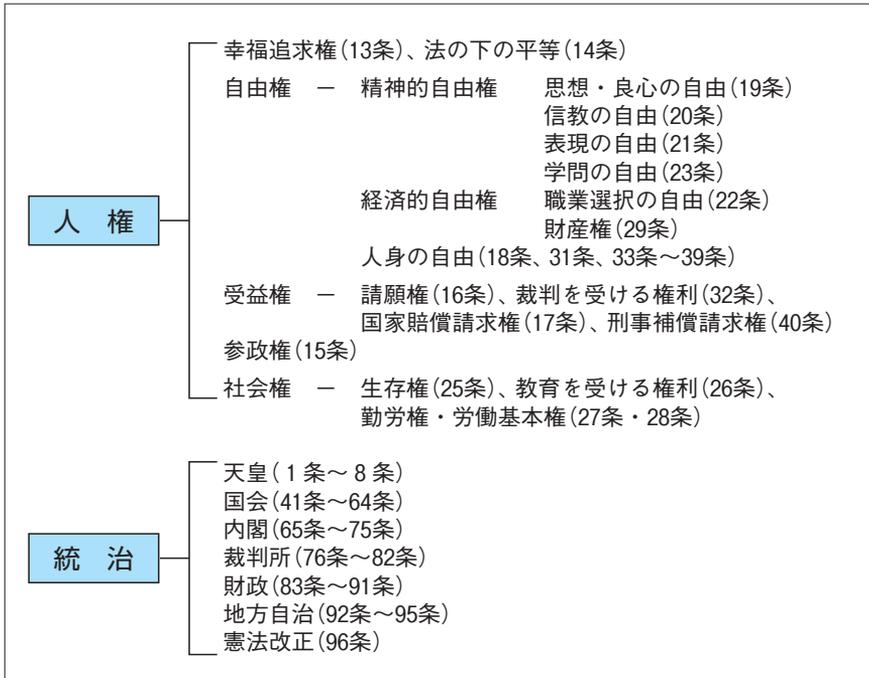


憲法には、国民主権（政治の主役は国民であるという考え方）・基本的人権の尊重（人間であることにより当然に有する権利は国家によって侵されないとする考え方）・平和主義（戦争を放棄する考え方）という3大原理があります。

憲法は、基本的人権の尊重を根底に置く自由の基礎法といわれます。人権は、憲法や国家によって与えられるものではなく、人間が生まれながらにして有する尊い価値のあるものです。しかし、権力者（君主）の手に政治を委ねれば、このような尊い価値のある人権も権力者（君主）の独裁によって脅かされるおそれがあります。人権を守るためには、権力者（君主）に政治を委ねるのではなく、国民自らの手で政治を行うことが望ましいわけです。こうして、日本国憲法では、政治の主役を国民とする国民主権の原理が採用されました。もっとも、実際に国民が全員で集まって決議することは困難ですから、国民主権の原理は、国民が代表者（国会議員）を選出し、その代表者によって国政を運営していくシステムに具体化されます。

そして、基本的人権の尊重・国民主権・平和主義を基本原理とする日本国憲法は、国の最高法規に位置づけられています。つまり、憲法は最も強い形式的効力を有し、法律の制定や行政活動は憲法に従って行われなければならないし、もし憲法に違反する法律や行政処分があった場合、それらは無効となります。

### 3 ● 憲法の学習体系



## (1) 人 権

人権分野では、オーソドックスな判例問題への対応を考えて、判例読解を心がけましょう。行政書士試験の憲法人権の出題には、「～に関する次の1～5の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものはどれか。」というタイプの問題が最もオーソドックスだからです。例えば、平成21年度試験では憲法22条（職業選択の自由）、憲法19条と20条（思想良心の自由と信教の自由）を題材としてこのタイプで出題されています。また、平成20年度試験では社会権を題材に、平成19年度試験では外国人の人権を題材にやはり同じタイプの出題がありました。

判例は、事案を読んでイメージすることが大切です。①憲法上の話として何が問題となっているのか（誰のどんな人権が制約されているか）、②公権力（法律、行政処分、裁判所の命令など）による制約は果たして妥当といえるのか、それとも行き過ぎた制約やする必要のない制約になってしまっていないか、といった視点を持って読んでいきましょう。そして、問題集や過去問を使って憲法人権が範囲となっている問題を解いて、問題に慣れましょう。憲法の知識が具体的にどういった形式で出題されているのかを自分なりに体得することが重要です。

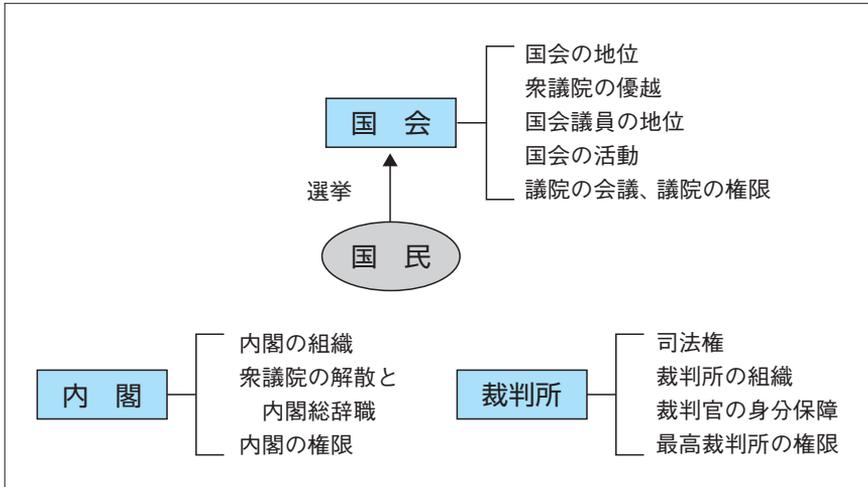
### ※判例

裁判例のこと。本テキストにおける「最判平10.10.10」の表記は「平成10年10月10日の最高裁判所の判決」を、「最大判平10.10.10」の表記は「平成10年10月10日の最高裁判所大法廷の判決」を、「最決平10.10.10」の表記は「平成10年10月10日の最高裁判所の決定」を、それぞれ意味します。

## (2) 統 治

統治分野では、国会・内閣・裁判所が行政書士試験における重要項目になっています。そして、この分野は条文知識を端的に問う問題も多いため、条文暗記も重要になってきます。もちろん、一言一句丸暗記の必要まではありませんが、キーポイントになる語句をしっかりと把握していることは大切です。例えば、憲法55条では、「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。」と規定されています。これは、自分のところのメンバーの資格の有無について争いが生じたら、それは議院が自分で判断したらいいじゃないかという趣旨のもと、国会議員の資格争訟裁判に関する裁判権を、本来司法作用を担うべき裁判所ではなく、議院に持たせることにしようという内容の条文です。条文暗記も重要ですが、「司法作用を議院が担っている」という角度からチェ

ックしておく必要もあるのです。このように、「資格争訟裁判は、司法権であるが、議院の自律性尊重という観点から、それを裁判所ではなく、議院に行わせている」という押さえ方をするわけです。試験対策でいえば、この条文は、平成14年問題3肢4にあった単純知識系のパターンのほか、平成20年問題5肢ウのような角度を変えて知識を問うパターンにも対応できるようにしなければなりません。



### □ 平成27年度試験に向けて

人権分野では、判例の「人権の認定」や「一般論」の部分は覚える項目になります。例えば、三菱樹脂事件での憲法の私人間への適用の仕方、ノンフィクション逆転事件での「前科を公表されないこと」の位置づけ、博多駅テレビフィルム提出命令事件での「報道の自由」や「取材の自由」の位置づけ、などです。また、判例が出している「結論」が合憲なのか違憲なのかも覚える項目です。

統治分野では、条文を次の2つの観点から読んでいきましょう。まず、「誰がどんな仕事をしているか?」といった観点から読みます。例えば、憲法55条でしたら「資格争訟の裁判という仕事をしているのは裁判所ではなくて議院である。」と覚えましょう。もう1つは、「なぜ?」といった観点から読みます。どうして、このような条文の内容にしたのだろうかを考えながら読んでいきましょう。直前期には、条文を通読する必要もありますが、最初は、ひとつひとつ丁寧に考えながら読んでいきましょう。



### 講師からのアドバイス

「天皇」からは、直近で平成18年に出題されているが、しばらく間があるのでチェックはしておこう。



### 用語をチェック

「明治憲法」とは、1890年に施行された大日本帝国憲法のこと。



### 条文を読む

「天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」(明治憲法 4条)



### 講師からのアドバイス

主権の概念は多義的であり、一般に、①国家権力そのもの、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の3つの意味に区分される。憲法1条で用いられている「主権」は③の意味で用いられている。

## 1 ● 象徴天皇制

### 【1条】

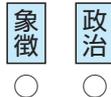
天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

### 趣旨

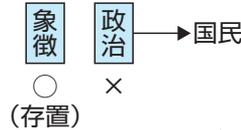
憲法では、国民主権原理を採用しているが、天皇制は象徴制という形で残された。明治憲法下においても、天皇は象徴としての地位を有していたが、その地位は統治権の総攬者としての地位の背後に隠れていた。これに対し、日本国憲法では、天皇から国政に関する権能を奪い、象徴としての地位だけを存置する形とした。

### 板書で理解

#### 明治憲法



#### 日本国憲法



## ■ 主権概念

① 国家の統治権	② 国家権力の最高独立性	③ 国政の最高決定権
ex. 日本国ノ「主権」八本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラレベシ (ポツダム宣言)	ex. 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の「主権」を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる (前文 3段落)	ex. 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、「主権」の存する日本国民の総意に基く(1条)

## 2●世襲制

## 【2条】

皇位は、**世襲**のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

## 趣旨

憲法14条1項の定める平等原則からすれば、世襲制は認められないはずだが、それでは天皇制を維持することが困難となるため、皇位における世襲制を規定した。

## 3●摂政

## 【5条】

皇室典範の定めるところにより**摂政**を置くときは、摂政は、**天皇の名**でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

## 趣旨

天皇が国事行為を行えない場合に備えて、天皇に代わってその行為を行える法定の代行機関の制度を設けた。

## 4●皇室財産の管理

## 【8条】

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

## 趣旨

皇室に大きな財産が集中したり、皇室が特定の個人と金銭授受を介して特別な関係を持つことを防止するために、憲法8条では、皇室財産の授受には国会の議決を必要とした。

用語を  
チェック

「摂政」とは、天皇に代わって国事行為を行う法定の代行機関のこと。



## プラスα

摂政は、①天皇が未成年のとき、②皇室会議で天皇が精神・身体の重患または重大な事故により国事に関する行為を自らすることができないと判定されたときに、置かれる（皇室典範16条）。

用語を  
チェック

「賜与」（しよ）とは、目上の者が目下の者に与えること。

## ④ 確認問題

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。（H10-21-ア）

答 ○  
天皇の名で行う。

講師からの  
アドバイス

天皇が任命するのは、行政のトップと司法のトップにあたる人物2人だけである。

用語を  
チェック

「内閣」は、首長たる内閣総理大臣とその他のメンバーである国務大臣で組織される。内閣総理大臣の任命権者は天皇であるが、その他の国務大臣の任命は内閣総理大臣が行う。

用語を  
チェック

「最高裁判所の裁判官」は、長官1名と判事14名から成る。長官の任命権者は天皇であるが、その他の判事の任命は内閣が行う。

用語を  
チェック

「三権分立」とは、国家権力を立法権、行政権、司法権に3つに分け、それぞれを別の機関に担当させる考え方のこと。

## 1 ● 天皇による任命

## 【6条】

- ① 天皇は、**国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。**
- ② 天皇は、**内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。**

## 趣旨

内閣総理大臣は行政府の長としての地位、最高裁判所の長たる裁判官は司法府の長としての地位を有するため、その任命行為は、天皇の国事行為とされた。なお、天皇の非政治性の原則の観点および三権分立の観点から、内閣総理大臣の任命行為は国会の指名に基づくもの、最高裁判所の長たる裁判官の任命行為は内閣の指名に基づくものとし、天皇の任命行為が形式的・儀礼的なものであることを示した。

## 板書で理解

- ① 天皇は象徴

天皇に行政のトップと司法のトップにあたる人物の任命権を持たせた。



- ② 天皇は非政治的存在

誰にするかという実質的な判断を、国政に関する権能を有しない天皇に行わせることはできないから、別の機関が指名することにした。



- ③ 三権分立

行政のトップは行政以外の機関で指名、司法のトップは司法以外の機関で指名することにした。



## 2●内容の助言と承認

## 【3条】

天皇の国事に関するすべての行為には、**内閣**の助言と承認を必要とし、**内閣**が、その責任を負ふ。

## 趣旨

天皇の国事行為には内閣の助言と承認を必要とすることで、その行為について内閣が責任を負い、天皇が責任を負うことはないとした（天皇無答責）。

## 3●天皇の権能

## 【4条】

- ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

## 趣旨

天皇が政治からは離れた存在であることを強調するため、1項では、天皇の権能は国事行為にのみ及び、国政に関する権能を有しないことを明記した。また、天皇が病気などにより一時的に国事行為を行えない場合に対処するため、2項では、臨時代行の制度を設けた。

## ④ 確認問題

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣総理大臣の助言と承認を必要とし、内閣総理大臣がその責任を負う。（H9-24-2）

講師からの  
アドバイス

「内閣」の助言と承認であって、内閣総理大臣の助言と承認ではないことに注意。

条文を  
読む

「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。  
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。  
二 国会を召集すること。  
三 衆議院を解散すること。  
四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。  
五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。  
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。  
七 栄典を授与すること。  
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。  
九 外国の大使及び公使を接受すること。  
十 儀式を行ふこと。」（7条）

答 ×  
助言と承認するのは内閣であり、責任を負うのも内閣。

講師からの  
アドバイス

「公共の福祉」は、人権相互が矛盾衝突する場合にそれを調整するための原理であり、すべての人権に内在するものであると考えておくとうい。



## プラスα

国が親代わりとなって私人の行動に干渉する形での制約を、「パターンリスティックな制約」という。このような制約は、原則として許されず、人格的自律そのものを回復不可能な程度に永続的に害する場合など限定的な場面で許されるにすぎない。

講師からの  
アドバイス

「公共の福祉」は他者加害防止のための制約であるといえる。これに対し、「パターンリスティックな制約」は自己加害防止のための制約であるといえる。

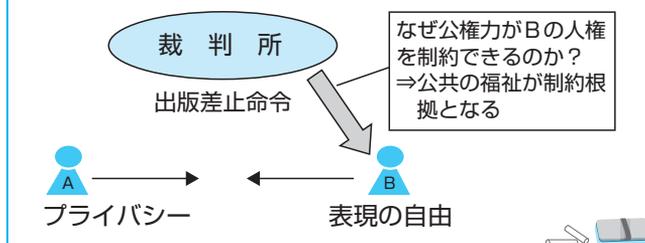
用語を  
チェック

私人間は「しじかん」と読み、一般市民同士の間という意味である。

## 1 ● 公共の福祉

憲法では、人権を永久不可侵の権利として保障している(11条)。しかし、それは人権が絶対無制約であることを意味するものではなく、人権も、社会や他人の人権との関係で制約されることはある。例えば、表現の自由は他人のプライバシーを侵害してもなお絶対的に保障されるものではない。他人にプライバシーが保障される反面、プライバシー侵害になる表現は制約されることもある。このように、個人に保障された人権も、他人の人権との関係において制約されるのである(他者加害防止)。

## 板書で理解



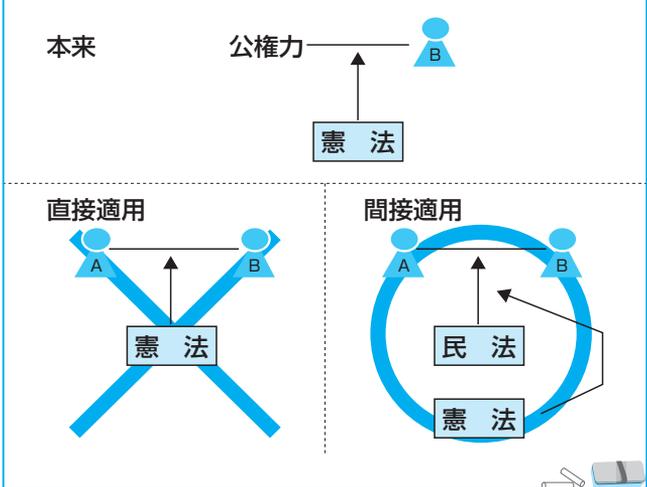
## 2 ● 私人間効力

憲法の人権規定は、本来的には公権力との関係において国民の権利・自由を保障するものである。しかし、国民の権利・自由は私企業から脅かされることもある(ex.民間企業による従業員に対する差別的取扱い)。

そこで、このような私人からの人権侵害に対しても憲法の人権規定を適用すべきではないかが問題となる。

判例は、憲法はもっぱら公権力と個人との関係を規律するものであり、**私人相互の関係を直接規律するものではない**と示すが、民法の一般条項などの運用を通じて、私人間にも憲法の規定が間接的に適用されることを認めている(三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

板書で理解



プラスα

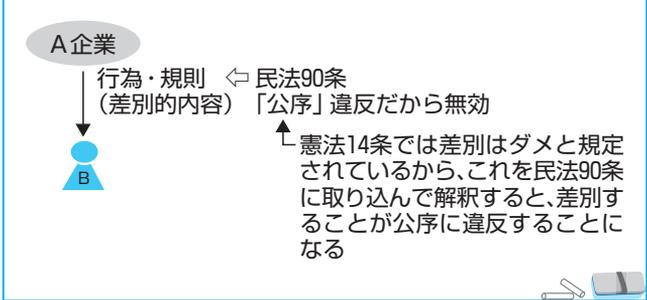
間接適用説に立っても、憲法の条文の趣旨から私人間に直接的に適用される人権規定もある (ex. 勤労者の団結権、28条)。



プラスα

私企業が特定の思想・信条を有することを理由としてその者の雇入れを拒むことは、違法ではない (三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

板書で理解



プラスα

私企業が就業規則で男女別定年制を定めることは、違法である (日産自動車事件、最判昭56.3.24)。



条文を読む

「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」 (民法90条)

■判例 〈百里基地訴訟 (最判平元.6.20)〉

自衛隊の百里基地の建設に際して国と私人との間でなされた用地売買契約について、最高裁は、**憲法9条は私法上の行為について直接適用されるものではない**と判断した。

③ 確認問題

憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であって、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない。(H 18-3-5)

答 ○ 判例は直接適用説を採らない。

用語を  
チェック

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のこと（個人情報保護法2条1項）。



## プラスα

「ノンフィクション逆転事件」（最判平6.2.8）では、AがBの前科等を実名つきで公表したことに対し、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があることを認め、Aがそれを公表する理由よりもBの公表されない利益の方が勝る場合には、Aは、Bが受けた精神的苦痛を賠償する必要があるとしている。

## 1 ● 憲法13条

## 【13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

そもそも人権は、国家や憲法によって与えられるものではなく、人間が人間であるというだけで当然に有するものである。

憲法では、14条以下において詳細な人権規定が設けられているが、それは憲法制定当時に公権力により侵害されることの多かった権利を列挙したものにとすぎず、すべての人権を網羅的・限定的に掲げたものと考えべきではない。

時代が変わり、社会の変化に伴って、個人の人格的発展のために必要不可欠な基本的な権利として保護に値すると考えられるようになった法的利益は、憲法の条文にその言葉が明文化されていなくても、**新しい人権**として憲法上保障される人権の一つとして解することが妥当である。

そして、その場合、その根拠となる規定が憲法13条であると考えられる。

例えば、**プライバシー**や**肖像権**といったものは、憲法の条文上、その文言は用いられていないが、憲法13条を根拠に導き出された新しい人権の一つといえる。

## 2 ● プライバシー関連

判例には、**みだりに前科等に関わる事実を公表されないことは、法的保護に値する利益を有するとしたもの**（ノンフィクション逆転事件、最判平6.2.8）、氏名・連絡先といった**個人情報**は、秘匿すべき必要性が高いものではないが、プライバシーに関わる情報として法的保護の対象となると

したもの（早大講演会事件、最判平15.9.12）、**みだりに指紋の押捺を強制されない自由**は、個人の私生活上の自由の一つとして保障されるとしたもの（外国人指紋押捺拒否事件、最判平7.12.15）がある。

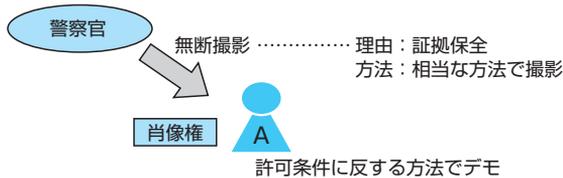
### 3●肖像権関連

#### 重要判例

##### 京都府学連事件（最大判昭44.12.24）

**事案** 京都府学連が主催したデモ行進に際して、警察官が、この行進が許可条件に違反するとして、証拠保全のためにこれに参加していたAを写真撮影した事件。

**争点** 警察官が証拠保全のために、本人の意思に反し、無令状で個人の容貌等を撮影することは、肖像権（憲法13条）を侵害するのではないか。



#### 判旨概要

- 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有し、警察官が正当な理由もなく個人の容貌・姿態を撮影することは憲法13条の趣旨に反し許されない。
- しかし、その自由も絶対無制限に保護されるものではなく、公共の福祉のために相当の制限を受け、犯罪の証拠保全の必要性・緊急性があり、撮影方法も一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われる場合には、本人の同意がなく、裁判官の令状がなくても、警察官の写真撮影行為は許容される。
- 本件写真撮影行為は、憲法13条に違反しない。

#### ④ 確認問題

警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条に違反するが、公共の福祉のために必要な場合には許される場合がある。（H13-5-3）

答 ○  
警察官による無断撮影も一定の場合には許容される。

## <執筆者紹介>



### 神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年8月、大阪府生まれ。慶應義塾大学卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は10年以上となる。まったくの初心者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初心者が躓きやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。現在は、初心者向けのコースのほか、受験経験者向けのコースも担当。

著書には、「行政書士 合格テキスト」「行政書士 過去&厳選問題集」「行政書士 講義生中継 憲法」（TAC出版）、「面白いほど理解できる 行政法」（早稲田経営出版）などがある。

行政書士 一発合格シリーズ  
2015年度版 行政書士 合格テキスト

発行日 2014年12月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (行政書士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05875P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。